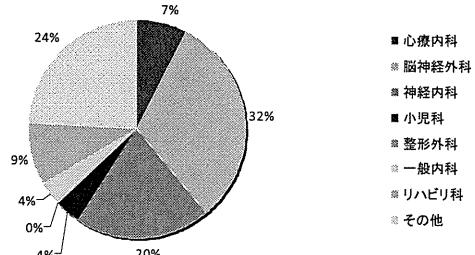
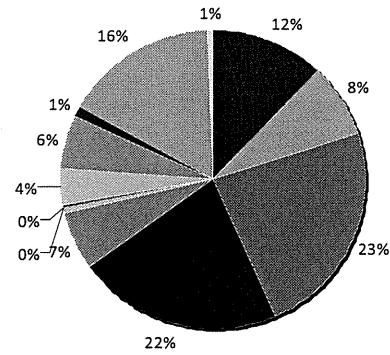


図13 非該当:精神科以外の診療科別



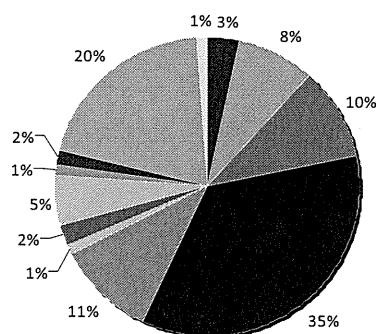
1—2—3. 当該期間における判定会議において「保留（返戻、照会）」となったものについて、患者の疾患圏別に件数を質問した。F0 : 114 件 (11.9%)、F1:78 件 (8.1%)、F2:223 件 (23.3%)、F3 : 207 件 (21.6%)、F4 : 63 件 (6.6%)、F5 : 4 件 (0.4%)、F6:3 件 (0.3%)、F7:36 件 (3.8%)、F8 : 56 件 (5.8%)、F9 : 13 件 (1.4%)、G40 : 155 件 (16.2%)、その他 : 6 件 (0.6%) であった (図 14)。

図14 保留:疾患圏別



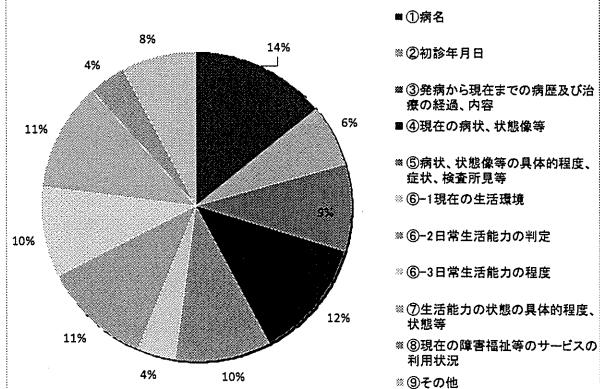
1—2—4. 当該期間における判定会議において「非該当」となったものについて、患者の疾患圏別に件数を質問した。F0 : 6 件 (3.4%)、F1 : 15 件 (8.4%)、F2:18 件 (10.1%)、F3:63 件 (35.2%)、F4 : 19 件 (10.6%)、F5 : 2 件 (1.1%)、F6 : 4 件 (2.2%)、F7 : 9 件 (5.0%)、F8 : 2 件 (1.1%)、F9 : 3 件 (1.7%)、G40 : 36 件 (20.1%)、その他 : 2 件 (1.1%) であった (図 15)。

図15 非該当:疾患圏別



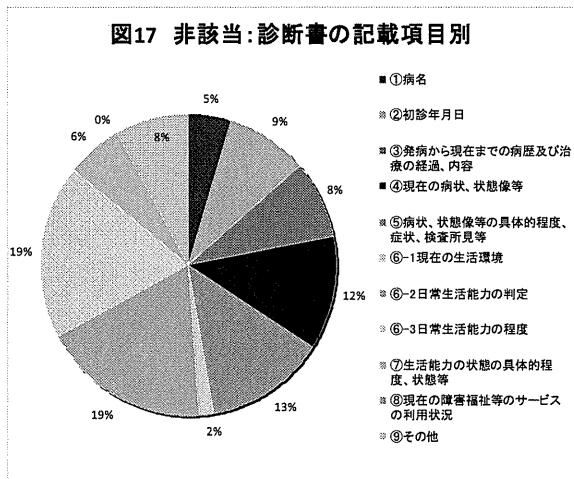
1—2—5. 当該期間における判定会議において「保留（返戻、照会）」となった診断書の記載について、項目別に件数を質問した。①病名 200 件 (14.1%)、②初診年月日 90 件 (6.4%)、③発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容 132 件 (9.3%)、④現在の病状、状態像等 176 件 (12.4%)、⑤④の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等 139 件 (9.8%)、⑥-1 現在の生活環境 56 件 (4.0%)、⑥-2 日常生活能力の判定 161 件 (11.4%)、⑥-3 日常生活能力の程度 135 件 (9.5%)、⑦⑥の具体的程度、状態等 161 件 (11.4%)、⑧現在の障害福祉等のサービスの利用状況 56 件 (4.0%)、⑨その他 109 件 (7.7%) であった (図 16)。

図16 保留:診断書の記載項目別



1—2—6. 当該期間における判定会議において

「非該当」となった診断書の記載について、項目別に件数を質問した。①病名 16 件 (4.8%)、②初診年月日 30 件 (8.9%)、③発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容 28 件 (8.3%)、④現在の病状、状態像等 41 件 (12.2%)、⑤④の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等 44 件 (13.1%)、⑥-1 現在の生活環境 5 件 (1.5%)、⑥-2 日常生活能力の判定 62 件 (18.5%)、⑥-3 日常生活能力の程度 62 件 (18.5%)、⑦⑥の具体的程度、状態等 21 件 (6.3%)、⑧現在の障害福祉等のサービスの利用状況 0 件 (0%)、その他 27 件 (8.0%) であった (図 17)。



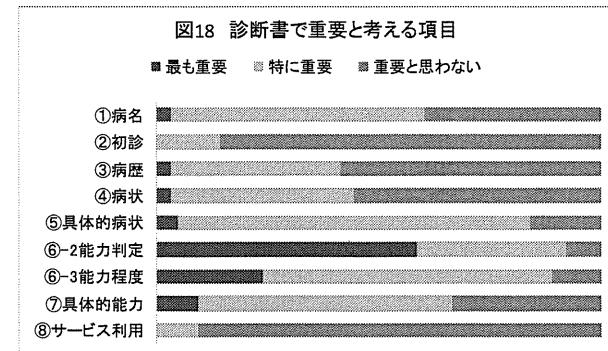
【第2部】

【第2部-1】診断書の項目

以下の質問では、精神障害者保健福祉手帳の等級判定業務を実際に行う上での問題点等に関する総論部分について質問した。診断書の項目については、新しい診断書様式に従って、①病名、②初診年月日、③発病から現在までの病歴および治療の経過、内容、④現在の病状、状態像、⑤④の病状、状態等の具体的程度、症状、検査所見等、⑥日常生活能力の状態 (⑥-2 日常生活能力の判定、⑥-3 日常生活能力の程度)、⑦⑥の具体的程度、状態等、⑧現在の障害福祉等のサービスの利用状況、とした。疾患圈については、ICD-10 の診断分類に沿って、F0-F9 および G40 とした。

2-1-1. 等級判定において、診断書のどの項目を重要と考えるかに関する質問である。特に重要な項目を複数回答可能として選択してもらい、最も重要な項目を 1 つ回答してもらった。特に重要な項目 (最も重要なとあわせて) としては、⑥-2 能力判定を選んだのが 58 件 (92.1%) と最も多く、次いで⑥-3 能力程度が 56 件 (88.9%)、⑤具体的な病状が 53 件 (84.1%)、⑦具体的能力 42 件 (66.7%)、①病名 38 件 (60.3%) となつた (図 18)。最も重要な項目としては、⑥-2 能力判定が 37 件 (58.7%) と最も多く、次いで⑥-3 能力程度が 15 件 (23.8%)、⑦具体的能力が 6 件 (9.5%) となつた (図 18)。

このように、⑥-2、⑥-3 は特に重要、最も重要な項目と考えるセンターが多いことが判明した。



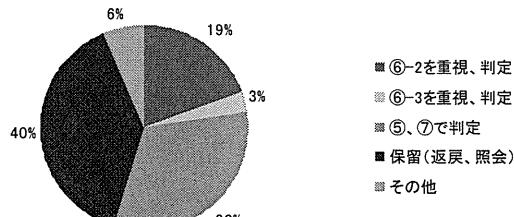
2-1-2. 診断書の⑥-2 欄と⑥-3 欄の記載内容に乖離があるかどうかについて質問した。乖離があると感じたセンターは 62 件 (98.4%)、感じたことのないセンターは 1 件 (1.6%) であった。ほぼすべてのセンターで乖離を感じていることになる。

2-1-3. 上の質問に関連して、診断書の⑥-2 欄と⑥-3 欄の記載内容に乖離があると感じたときの対応方針について質問した。「保留（返戻、照会）とする」が 24 件 (38.7%) と最も多い (図 19)。

「⑤欄、⑦欄などを参考にして判定する」が 20 件 (32.3%)、「⑥-2 欄の記載を重視して判定する」が 12 件 (19.4%)、「⑥-3 欄の記載を重視して判定する」が 2 件 (3.2%) のように合計すると 34 件

(54.8%) と半数以上のセンターは保留（返戻、照会）せずに等級判定を行っていた（図19）。

図19 診断書の⑥-2欄と⑥-3欄に乖離があるときの対応方針



①⑥-2欄の記載を重視して判定する 12件 ②⑥-3欄の記載を重視して判定する 2件 ③⑤欄、⑦欄などを参考にして判定する 20件 ④保留（返戻、照会）とする 24件 ⑤その他 4件
※その他が4件であり、そのうち2件の内容は以下のようであった。

- ・⑤欄、⑦欄などを参考にして判定するが、保留もありうる。
- ・⑥-2欄の記載を重視しつつ、⑤欄、⑦欄などを参考にして判定する。

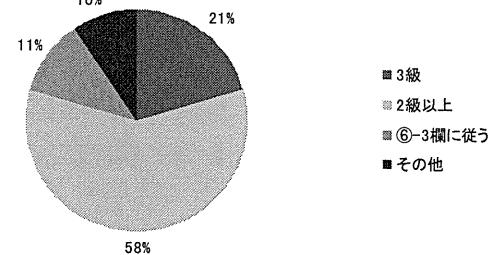
【第2部—2】判定基準・方針・8項目

以下の質問では、精神障害者保健福祉手帳の等級判定業務を実際に行うときの判定基準や方針について調査した。診断書の「⑥-2 日常生活能力の判定」の欄にある8項目のうち、日常生活に関するものが（1）（2）（3）（6）の4項目、社会生活に関するものが（4）（5）（7）（8）の4項目である。施行令第6条では、等級判定の基準として、2級については「日常生活が著しい制限を受ける程度」、3級については「日常生活若しくは社会生活が制限を受ける程度」としているため、以下の質問では「⑥-2 日常生活能力の判定」欄の8項目に関して調査した。

2-2-1. 日常生活関連4項目は「できる」または「おおむねできる」と軽度の評価であるが、社会生活関連4項目が「援助があればできる」と中等度～重度の評価になっている場合の判定方針を質問した。37件（58.7%）が「2級以上の判定

もありうる」と回答した（図20）。このことから、社会生活が著しい制限を受けていれば日常生活の制限が著しくなくても2級以上と判断するセンターが多い、ということが示された。

図20 日常生活関連4項目が軽度評価だが、社会生活関連4項目が中等度～重度の評価の際の判定方針



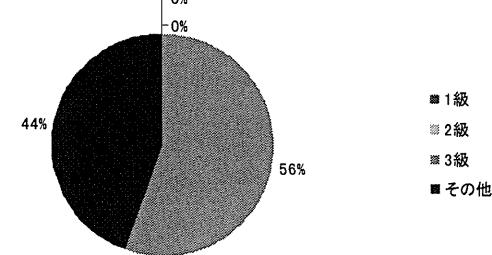
①3級と判定する 13件 ②2級以上の判定もありうる 37件 ③⑥-3欄の「日常生活能力の程度」の判定に従う 7件 ④その他 6件

※その他6件のうち、具体的な記載内容は以下のとおりであった。

- ・⑥-3欄の判定を基準に、総合的に判断し、2級以上の判定もありうる。
- ・③④⑤を重視して判定する。
- ・当該自治体の基準に従ってスコアリングしており、上記等級以外のこともあり得る。

2-2-2. 日常生活関連4項目すべてが「できる」または「おおむねできる」となっている場合、通常どの等級と判定するかについて質問した。3級と答えたセンターが最も多く35件（55.6%）であり、1級、2級と答えたセンターはなかった（図21）。

図21 日常生活関連4項目すべてが「できる」、「おおむねできる」の場合の等級は

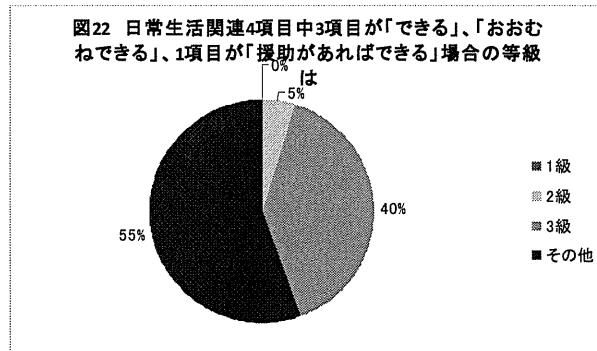


①1級 0件 ②2級 0件 ③3級 35件 ④その他 28件

他の具体的な例としては、以下のようなものがあった。

- ・社会生活能力の評価により、2級の可能性を考慮する。
- ・他の記載内容と併せて総合的に判断する。
- ・⑥-3欄の「日常生活能力の程度」の判定に従う。
- ・非該当。
- ・それのみでは判定不能であるが、多くは3級。
- ・8項目を上記のように日常生活の項目、社会生活の項目と2分すること自体に無理があると考える。

2-2-3. 日常生活関連4項目のうち3項目が「できる」または「おおむねできる」で、1項目が「援助があればできる」となっている場合、通常どの等級と判定するかについての質問である。最も多いのがその他で35件(55.6%)であるが、3級が25件(39.7%)、2級は3件(4.8%)であった(図22)。



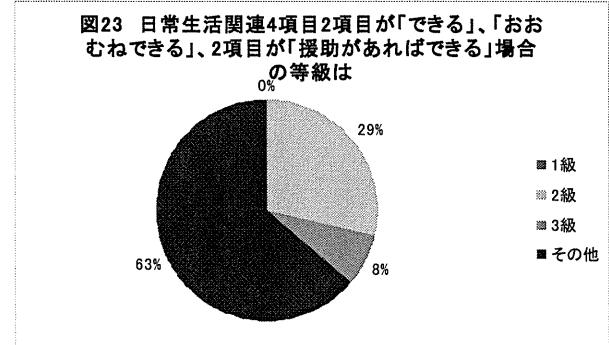
①1級 0件 ②2級 3件 ③3級 25件 ④その他 35件

※その他の具体的な例としては、以下のようなものがあつた。

- ・⑥-3の評価によって判断する。
- ・他の項目の記載も考慮し、総合的に判断する。
- ・それのみでは判定不能であるが、多くは3級。
- ・病名、症状によっても判断が変わる。
- ・3項目が「できる」なら通常3級、「おおむねできる」なら他の項目によっては2級もありうる。
- ・⑥-3欄の「日常生活能力の程度」の判定に従う。

2-2-4. 日常生活関連4項目のうち2項目が「で

きる」または「おおむねできる」で、2項目が「援助があればできる」となっている場合、通常どの等級と判定するかについて質問した。前回よりもその他がさらに増加して40件(63.5%)となつたが、2級と回答したセンター数は増加し18件(28.6%)、3級と回答したセンターは減少して5件(7.9%)であった(図23)。日常生活関連の2項目が「援助があればできる」生活状況を「日常生活が著しい制限を受ける程度」と考えるセンターも多いことが示された。



①1級 0件 ②2級 18件 ③3級 5件 ④その他 40件

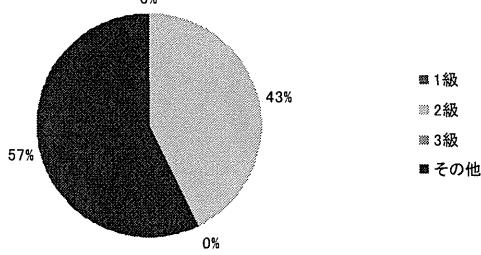
※その他の具体的な例としては、以下のようなものがあつた。

- ・他の欄も見て総合的に判断する。
- ・具体的な生活状況により判断。
- ・⑥-3欄の「日常生活能力の程度」の判定に従う。
- ・2項目が「できる」なら通常3級、「おおむねできる」なら他の項目によっては2級か3級。
- ・それのみでは判定不能であるが、2級または3級。
- ・これのみでは判断できない。

2-2-5. 日常生活関連4項目のうち1項目が「できる」または「おおむねできる」で、3項目が「援助があればできる」となっている場合、通常どの等級と判定するかに関する質問である。2級と回答するセンターが増えて27件(42.9%)であり、3級は0件(0.0%)となつた(図24)。日常生活関連の3項目が「援助があればできる」生活状況を「日常生活が著しい制限を受ける程度」と考え

るセンターがさらに多いことが示された。

図24 日常生活関連4項目中1項目が「できる」、「おおむねできる」、3項目が「援助があればできる」場合の等級は



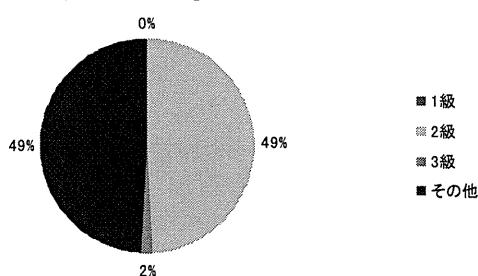
①1級 0件 ②2級 27件 ③3級 0件 ④その他 36件

※その他の具体例としては、以下のようなものがあった。

- ・他の欄も見て総合的に判断する。
- ・⑥-3 欄の「日常生活能力の程度」の判定に従う。
- ・1 項目が「できる」なら他の項目によっては3級もありうる、「おおむねできる」なら通常2級。
- ・それのみでは判定不能であるが、多くは2級とときに3級。
- ・これのみでは判断できない。

2-2-6. 日常生活関連4項目すべてが「援助があればできる」となっている場合、通常どの等級と判定するかについての質問である。2級と回答したセンターがさらに増加して31件(49.2%)となった。3級と回答した1件は、2-2-2~5ではその他と回答していたセンターであった(図25)。

図25 日常生活関連4項目すべてが「援助があればできる」場合の等級は



①1級 0件 ②2級 31件 ③3級 1件 ④その他 31件

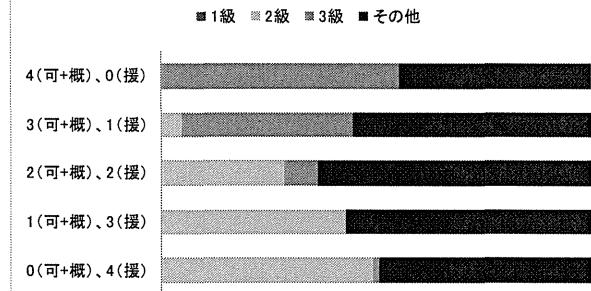
※その他の具体例としては、以下のような記載があった。

・他の欄も見て総合的に判断する。

- ・⑥-3 欄の「日常生活能力の程度」の判定に従う。
- ・これのみでは判断できない。
- ・それのみでは判定不能であるが、多くは2級。

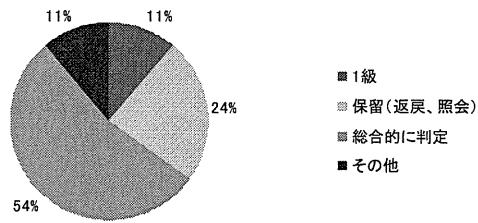
質問2-2-2~6(図21~図25)をまとめたのが図26である。「できる」、「おおむねできる」、「援助があればできる」を(可+概ね)、(援)と略している。「できる」「おおむねできる」の項目数が減って「援助があればできる」の項目数が増えるに従い、3級から2級と考えるセンターの割合が増加することがわかる。

図26 日常生活関連項目の評価による等級は



2-2-7. 独居で在宅生活をしている場合に、8項目すべてが「できない」とされている場合の判定方針について質問した。他の欄を参考に総合的に判定が最も多く34件(54.0%)であり、1級が7件(11.1%)にすぎなかった。このことは2-2-1欄では⑥-2 日常生活能力を「最も・特に重要」と考えるセンターが多いのとは対照的であり、⑥-2 判定欄すべてができないことで無条件に1級と判定するセンターは少ないことが判明した(図27)。また、保留(返戻、照会)も15件(23.8%)あることから、診断書の整合性を図りたい意向を持つセンターも多いことが伺える。

図27 独居、在宅生活、8項目すべて「できない」場合の判定方針



- ①1級 7件
- ②保留（返戻、照会）とする 15件
- ③他の欄を参考に総合的に判定する 34件
- ④その他 7件

※その他の具体例としては、以下のようなものがあった。

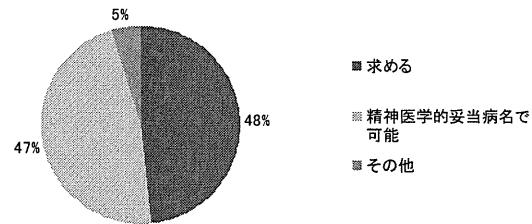
- ・通常は1級と判断するが、他の欄を参考に総合的に判断する。
- ・⑥-3欄の「日常生活能力の程度」の判定に従う。
- ・⑤、⑥-3、⑦の記載を参考に2級又は3級の判定。
- ・他の欄を参考に総合的に判定するが、保留もありうる。
- ・福祉サービスの利用状況を確認。
- ・障害福祉等のサービス利用等がない状態であれば返戻する。

【第2部-3】判定基準・方針

以下の質問では、精神障害者保健福祉手帳の等級判定業務を行うときの、「①病名」、「④現在の病像、状態像」の欄に関する判定基準や方針について質問した。

2-3-1. 「①病名」欄の病名の扱いに関する質問である。「ICD-10に則った病名を求める」という回答が30件(48.4%)、「ICD-10にこだわらず、精神医学的に妥当な病名で有れば可とする」という回答が29件(46.8%)であり、ほぼ半分ずつを占めていることがわかった(図28)。

図28 「①病名」欄の病名はICD-10に沿った病名を求めるか



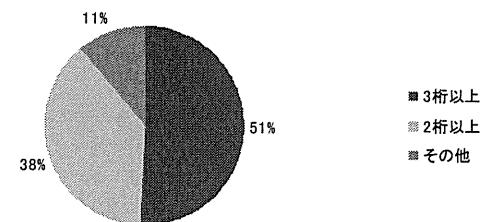
- ①ICD-10に則った病名を求める 30件
- ②ICD-10にこだわらず、精神医学的に妥当な病名で有れば可とする 29件
- ③その他 4件

※その他が3件であり、その他としては

- ・できるだけ ICD-10に則った病名を求めるが、従来型の病名もありうる。
- ・原則 ICD-10に則した病名を求めているが「うつ病」「覚醒剤精神病」等汎用されている診断名に関しては容認している。
- ・高次脳機能障害以外は ICD コードに則った病名を求める。
- ・基本は ICD であるが、従来診断も可能としている。

2-3-2. 「①病名」欄の ICD コードについては何桁まで求めるかを質問した。「Fを含め3桁以上の記載を求める」という回答が32件(50.8%)と過半数を占め(図28)、厚生労働省の通知に沿った対応を求めるセンターが多いことが分かったたが、「Fを含め2桁以上の記載を求める」と回答したセンターも24件(38.1%)あり、通知にそれほど厳格ではないセンターも比較的多く存在することになる(図29)。

図29 ICDコードはFを含め何桁求めるか



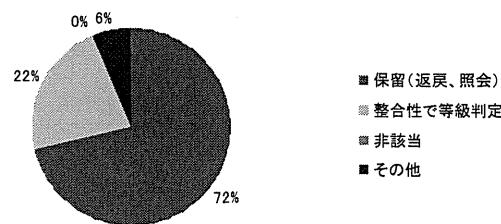
①F を含め 3 行以上の記載を求める 32 件 ②F を含め 2 行以上の記載を求める 24 件 ③その他 7 件

※その他としては、以下のような記載などがあった。

- ・病名によって異なる。
- ・F0、F1 の疾患の場合は F04 と F09 を除き 4 行、F04 と F09 およびその他のコードは 3 行の記載を求める。
- ・F1 の場合は F を含め 4 行、それ以外は F を含め 3 行。
- ・原則的に 3 行だが、病名等で判断できれば返戻しない。

2-3-3. 主たる精神障害の病名として、状態像診断（例、抑うつ状態等）が記載されている診断書の扱いに関する質問である。「保留（返戻、照会）とする」ものが 45 件（71.4%）と最も多く、状態像診断ではない、ICD-10 に沿った、または精神医学的に妥当な診断名への変更を求めるセンターが多いことが分かった（図 30）。一方で、「診断書の記載内容に整合性があれば等級をつける」と回答したセンターも 14 件（22.2%）あり、柔軟に対応しているセンターも存在することになる。非該当と回答したセンターは 0 件であった。

図30 状態像診断（例、抑うつ状態）が記載されているときの対応



- ①保留（返戻、照会）とする 45 件 ②診断書の記載内容に整合性があれば等級をつける 14 件 ③非該当 0 件 ④その他 4 件

※その他 4 件のうち、具体的な記載内容は以下のようなものがあった。

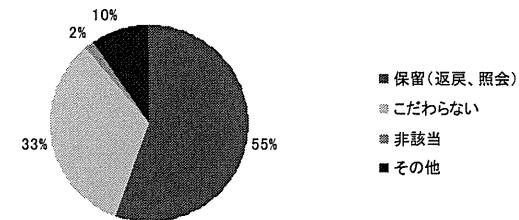
- ・原則保留だが、理由があれば可能。例えば、病

名告知がされていない統合失調症で、本人の自覚があり、病名として受け入れ可能な「鬱状態」としている場合など。

- ・ICD コードがあれば等級をつける。

2-3-4. 主たる精神障害の病名として、一過性ないし永続しない病態（例、急性一過性精神病等）が記載されている診断書の扱いに関する質問である。「保留（返戻、照会）とする」と回答したセンターが 35 件（55.6%）と最も多かった。つまり、初診日より 6 月を超えて、十分な薬物療法下においても存在する ICD-10 に沿った、または精神医学的に妥当な診断を求めるセンターが多数を占めることになる（図 31）。「診断書の記載内容に整合性があれば等級をつける」と回答したセンターが 21 件（33.3%）あり、柔軟に対応するセンターも 1/3 存在することがわかった。「非該当とする」センターが 1 件（1.6%）、その他も 6 件（9.5%）あった。

図31 一過性ないし永続しない病態が記載されているときの対応



- ①非該当とする 1 件 ②保留（返戻、照会）とする 35 件 ③診断書の記載内容に整合性があれば等級をつける 21 件 ④その他 6 件

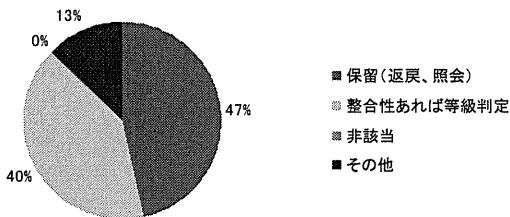
※その他は 6 件あり、その具体的な記載は以下のようなものがあった。

- ・診断書の記載内容に整合性があれば等級をつける。
- ・初回であれば整合性がなくても等級をつけることもあるが、更新申請である場合、返戻・照会をおこなうことがある。
- ・新規なら適応障害等病名によってはあり得るが、更新の場合は病名について照会とする。

- ・初回申請では認めるが、更新申請では原則不可。
- ・ベースに知的・心理的発達の問題や人格障害があつたり、繰り返しあこしたりしていることが病歴から確認できれば等級をつける。
- ・障害の持続期間により判定。
- ・ケースバイケース。

2-3-5. 主たる精神障害の病名として、慣用的病名（例、心因反応等）が記載されている診断書の扱いに関する質問である。「保留（返戻、照会）とする」と回答したセンターが 29 件（46.8%）と最も多く、ICD-10 に沿った病名や精神医学的に妥当な診断名への変更を求めるセンターが多いことが判明した（図 32）。一方で、「診断書の記載内容に整合性があれば等級をつける」と柔軟な対応をするセンターが 25 件（40.3%）あった。非該当とするセンターは 0 件、その他が 8 件であった。

図32 慣用的病名（例、心因反応等）が記載されているときの対応



- ①非該当とする 0 件 ②保留（返戻、照会）とする 29 件 ③診断書の記載内容に整合性があれば等級をつける 25 件 ④その他 8 件

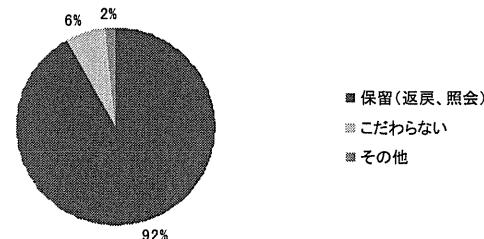
※その他としては、8 件中 6 件に以下のような記載があった。

- ・ICD コードがあれば等級をつける。
- ・F コードを必ず聞いてるのでそれを参考にする。
- ・ICD 記載を求める。
- ・更新申請である場合、返戻・照会をおこなうことがある。
- ・認める病名とそうでない病名をある程度決めている。
- ・慣用的病名によっては認めているものもある。

F コードや他欄の記載によって下位分類が把握可能な「神経症」などは認めている。

2-3-6. 「④現在の病像、状態像」の欄の状態像の選択が不適切であつたり、病名・病歴との齟齬ある場合の判定方針に関する質問である。「保留（返戻、照会）とする」ものが 57 件（91.9%）と、ほとんどのセンターで適切な状態像の選択や病名・病歴と整合性を求めることが分かった（図 33）。「あまりこだわらない」が 4 件（6.5%）と柔軟な対応をするセンターも一部に存在することがわかつた。

図33 状態像の不適切な選択、病名・病歴齟齬があるときの対応



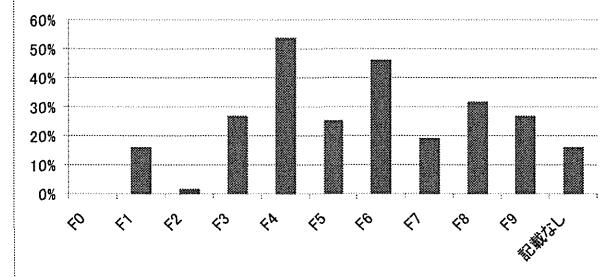
- ①保留（返戻、照会）とする 57 件 ②あまりこだわらない 4 件 ③その他 1 件

※その他としては「記載内容による」という回答であった。

2-3-7. ⑥-2、⑥-3 欄に示されている主治医の判断よりも、等級判定を軽度に行う傾向の強いものを ICD カテゴリー別に当てはまるもの全てを選ぶ質問である。最も多い回答が F4 で 34 件（54.0%）あった。次いで、F6 が 29 件（46.0%）、F8 が 20 件（31.7%）、F3 が 17 件（27.0%）、F9 が 17 件（27.0%）、F5 が 16 件（25.4%）、F7 が 12 件（19.0%）という順であった（図 34）。F2 が 1 件（1.6%）ということもあり、主に非精神病性の ICD カテゴリーでは主治医の判断より軽度に行う傾向があることが判明した。F3 が比較的多いが、F34 持続性気分障害やいわゆる新型・現代型うつ病を想定しているセンターの判断が多いと推測される。また、どのカテゴリーも選択しなかつた

センターも 10 件 (15.9%) あることより、これらのセンターの中には主治医の判断通りに等級判定を行うところも少なからず存在することが考えられる。

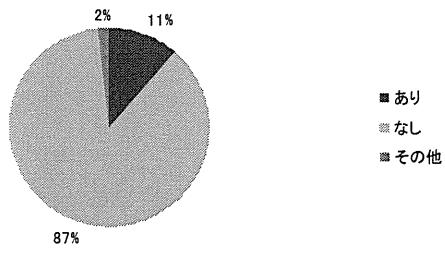
図34 等級判定を主治医の判断よりも軽度に行う傾向の強いICDカテゴリー



- ①F0 0 件 ②F1 10 件 ③F2 1 件 ④F3 17 件 ⑤F4 34 件 ⑥F5 16 件 ⑦F6 29 件 ⑧F7 12 件 ⑨F8 20 件 ⑩F9 17 件 ⑪無回答 10 件

2-3-8. 等級判定に関して自治体が独自に制定したマニュアル等の有無に関する質問である。「ある」と回答したのが 7 件 (11.5%)、「ない」と回答したのが 53 件 (86.9%) であり（図 35）、8 割以上の自治体に独自のマニュアル等は存在しないことが明らかになった。

図35 等級判定に関連した自治体独自のマニュアルの有無

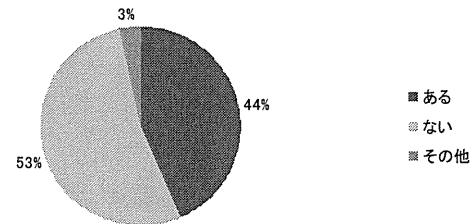


- ①ある 7 件 ②ない 53 件 ③その他 1 件
※他の具体的な内容は、「⑥-2、3 を点数化し、過去の判定結果を分布表にしたもの参考にしている」であった。

2-3-9. 等級判定に関連した委員間の申し合わせ事項に関する質問である。「ある」と回答したセンターが 27 件 (43.5%)、「ない」が 33 件 (53.2%)

であり（図 36）、半数弱の自治体で申し合わせ事項があることが明らかになった。

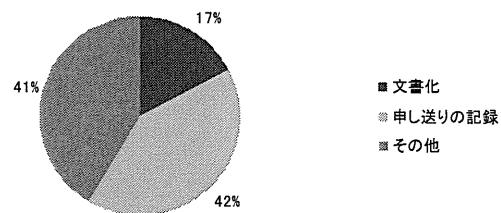
図36 等級判定に関連した委員間の申し合わせ事項の有無



- ①ある 27 件 ②ない 33 件 ③その他 1 件
※その他は 1 件あり、「所内の医師のみで判定するので「申送り」のようなものはある」ということであった。

2-3-10. 前問で委員間の申し合わせ事項があると回答した 27 センターに対して行った、申し合わせ事項の扱い方に関する質問である。「申し送りとして記録に残している」が 12 件 (44.5%)、「文書化している」が 5 件 (18.5%) であり（図 37）、その他の内容を加味すると、半数近くのセンターでは文書化せずに申し送りとして記録に残していることになる。

図37 委員間の申し合わせ事項がある場合、どのように扱っているか



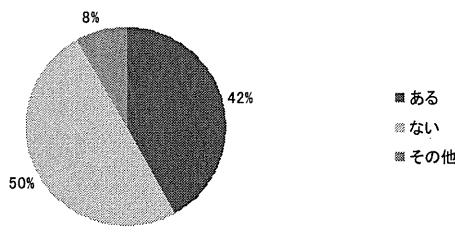
- ①文書化している 5 件 ②申し送りとして記録に残している 12 件 ③その他 12 件

※その他としては、以下のようない記載があった。
・年に 1 回全体会を開催し、審査において問題、話題となった事項について話し合いを設けている。
・委員間で度々確認し合う。
・「考え方」として共有している。

- ・最後の評議の中で確認している。
- ・判定委員の交代の際に、申し送り事項として説明。
- ・慣習的にはあるが成文化はしていない。
- ・慣例化。
- ・引継ぎの際に口頭で伝達。
- ・必要事項があれば口頭で申し合わせている。

2-3-11. 手帳の診断書の記載マニュアルを自治体独自に作成しているかに関する質問である。「ある」が 26 件 (42%)、「ない」が 31 件 (50%) であり (図 38)、その他の記載内容を加味すると半数近くの自治体で独自の記載マニュアル等を作成していることが判明した。

図38 自治体独自に作成した診断書の記載マニュアルの有無



- ①ある 26 件 ②ない 31 件 ③その他 5 件
※その他 5 件のうち、具体的記載があったのは以下のとおりである。
- ・記載上の留意事項をまとめたものがある。
 - ・「マニュアル」といえるかどうかわからないが、診断書裏面に「記入に当たって留意すべき事項」を印刷している。
 - ・「診断書作成時の注意事項」として保留になる。ケースについてホームページ上に掲載

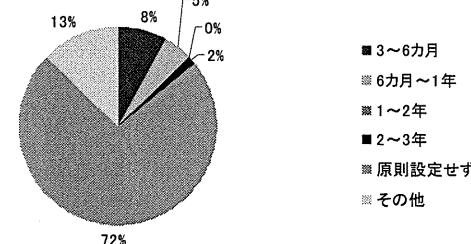
【第 2 部—4】初診年月日

厚生労働省の施行規則や通知では、初めて医師の診察を受けた日から 6 月を経過した日以後の診断書が必要とされている。治療中断者や治療不規則な者の診断書では、初診年月日の考え方によっては自治体間で判定の差異が生じる可能性がある。また、疾患によっては継続的な治療が不要という

場合もあり、同種の問題が生じることがありえるため、この項では初診年月日の考え方について質問した。まず一般的な考え方を尋ね、その後、各疾患別に考え方を調査した。

2-4-1. 一般的に治療中断期間があっても継続的な通院とみなす場合、どの程度の中止期間までなら手帳対象者と認めるかについて質問した。「原則として設定していない」が 46 件 (73.0%) と最も多く、「3~6 カ月」が 5 件 (7.9%)、「6 カ月~1 年」が 3 件 (4.8%)、「2~3 年」が 1 件 (1.6%) などであった (図 39)。治療中断期間を設定せずに受診期間を満たしていれば手帳対象者だと認めるセンターが多いが、診断書作成直近 6 カ月の受診や治療継続を前提としているセンターも存在することが判明した。

図39 一般的に手帳対象者と認める中断期間



- ①3~6 カ月 5 件 ②6 カ月~1 年 3 件 ③1~2 年 0 件 ④2~3 年 1 件 ⑤原則として設定していない 46 件 ⑥その他 8 件

※その他としては 8 件あり、具体的には以下のようない記載があった。

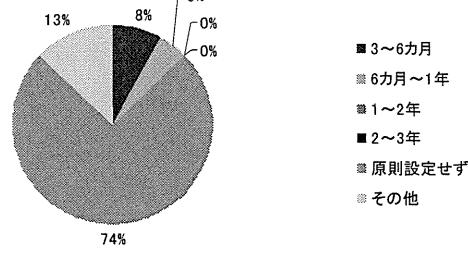
- ・新規の場合、治療が必要であれば、直近の 6 ケ月間治療を継続していることを原則とする。
- ・直近 6 カ月間の受診があれば、中断の期間の長さは問わず認定とする。
- ・全体の治療期間とのバランスを考えて判断。
- ・ケースごとにその都度判定医が合議し判断している。

2-4-2. 以下の質問では、各疾患別についてどの程度の中止期間までなら手帳対象者と認める

かを調査した。

2-4-2-1. てんかんの中断期間の考え方に関する質問である。「原則として設定していない」が47件(74.6%)と最も多く、「3~6カ月」が5件(7.9%)、「6カ月~1年」が3件(4.8%)であった(図40)。

図40 てんかんで手帳対象者と認める中断期間



①3~6カ月 5件 ②6カ月~1年 3件 ③1~2年 0件 ④2~3年 0件 ⑤原則として設定していない 47件 ⑥その他 8件

※その他としては、以下のような記載があった。

・申請前の治療継続期間が6ヶ月以上で判定している。

・直近6か月間の受診があれば、中断の期間の長さは問わず認定とする。

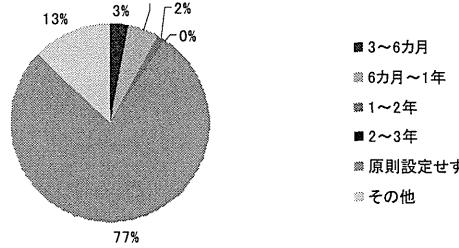
・全体の治療期間とのバランスを考えて判断。

・治療の意思や発作の頻度を勘案する。

・ケースごとにその都度判定医が合議し判断している。

2-4-2-2. 発達障害の中断期間の考え方に関する質問である。「原則として設定していない」が49件(77.8%)と最も多く、「3~6カ月」が2件(3.2%)、「6カ月~1年」が3件(4.8%)、「1~2年」が1件(1.6%)であった(図41)。他の記載にもあるように、治療を必要とする精神症状を併発している場合には中断期間の考え方が変わることもある。

図41 発達障害で手帳対象者と認める中断期間



①3~6カ月 2件 ②6カ月~1年 3件 ③1~2年 1件 ④2~3年 0件 ⑤原則として設定していない 49件 ⑥その他 8件

※その他としては、以下のような記載があった。

・申請前の治療継続期間が6ヶ月以上で判定している。

・併発病の治療も含め、継続的治療が必要かどうか状況により変わってくる。

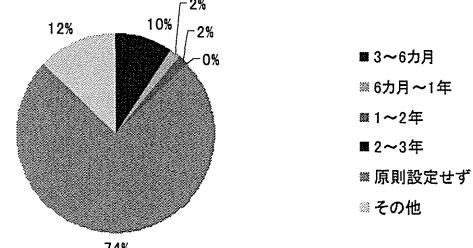
・精神症状等が付随しているかどうかを勘案する。

・ケースごとにその都度判定医が合議し判断している。

・全体の治療期間と治療継続の必要性を総合的に考えて判断。

2-4-2-3. 認知症の中断期間の考え方に関する質問である。「原則として設定していない」が47件(74.6%)と最も多く、「3~6カ月」が6件(9.5%)、「6カ月~1年」と「1~2年」が1件(1.6%)ずつであった(図42)。他の記載にもあるように、BPSDなど治療を必要とする精神症状がある事例に対する中断期間の考え方は短くなる可能性がある。

図42 認知症で手帳対象者と認められた中断期間



①3～6カ月 6件 ②6カ月～1年 1件 ③1～2年 1件 ④2～3年 0件 ⑤原則として設定していない 47件 ⑥その他 8件

※その他としては、以下のような記載があった。

- 申請前の治療継続期間が6ヶ月以上で判定している。

- 直近6か月間の受診があれば、中断の期間の長さは問わず認定とする。

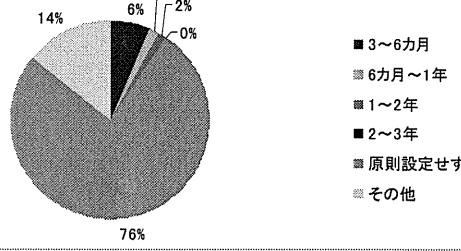
- BPSDの治療も含め、継続的治療が必要かどうか状況により変わってくる。

- 全体の治療期間と治療継続の必要性を総合的に考えて判断。

- ケースごとにその都度判定医が合議し判断している。

2-4-2-4. 高次脳機能障害の中断期間の考え方
に関する質問である。「原則として設定していない」が48件(76.2%)と最も多く、「3～6カ月」が4件(6.3%)、「6カ月～1年」と「1～2年」が1件(1.6%)ずつであった(図43)。他の記載にもあるように、治療を必要とする精神症状がある事例では中断期間の考え方異なる可能性がある。

図43 高次脳機能障害で手帳対象者と認める中断期間



①3～6カ月 4件 ②6カ月～1年 1件 ③1～2年 1件 ④2～3年 0件 ⑤原則として設定していない 48件 ⑥その他 9件

※その他としては、以下のような記載があった。

- 申請前の治療継続期間が6ヶ月以上で判定している。

- 直近6か月間の受診があれば、中断の期間の長さは問わず認定とする。

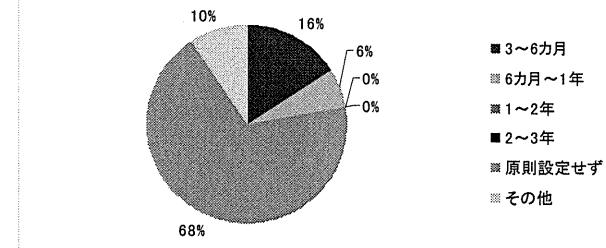
- 併発病の治療も含め、継続的治療が必要かどうか状況により変わってくる。

- 全体の治療期間と治療継続の必要性を総合的に考えて判断。

- ケースごとにその都度判定医が合議し判断している。

2-4-2-5. 気分障害の中止期間の考え方に関する質問である。「原則として設定していない」が43件(68.3%)と最も多く、「3～6カ月」が10件(15.9%)、「6カ月～1年」が4件(6.3%)であった(図44)。他の疾患群に比べて設定していないセンター数が少なく、3～6カ月と答えたセンター数が多いのは、定期的な通院、治療を必要と考えるセンターが多いことを反映していると推測される。

図44 気分障害で手帳対象者と認める中断期間



①3～6カ月 10件 ②6カ月～1年 4件 ③1～2年 0件 ④2～3年 0件 ⑤原則として設定していない 43件 ⑥その他 件

※その他としては、以下のような記載があった。

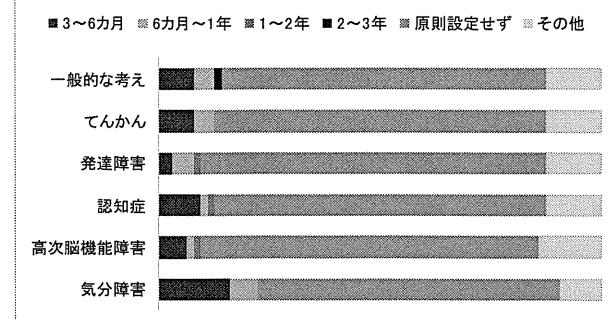
- 申請前の治療継続期間が6ヶ月以上で判定している。

- 全体の治療期間と経過等を考えて判断する。
- 直近6か月間の受診があれば、中断の期間の長さは問わず認定とする。
- ケースごとにその都度判定医が合議し判断している。

2-4-2-1～6の回答をまとめたのが図45である。中断期間を原則設定していないセンターがどの疾患群においても約7割であるが、気分障害に関

しては設定していないセンターの割合が少なく、3~6カ月までの中断期間なら手帳対象者と認めているセンターの比率が多いように思われる。これは、気分障害者は原則として通院、治療を定期的に行う必要があると考えるセンターが多いことを反映しているためと推測される。

図45 手帳対象者だと認める中断期間

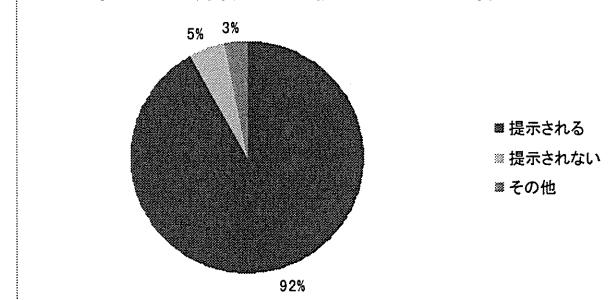


【第2部—5】主観的な実情

以下の質問では、自治体内における精神障害者保健福祉手帳の等級判定等に関わる実情および等級判定のあり方に関して質問した。

2-5-1. 更新認定や等級変更の際に、既存の等級が情報として提示されるかについての質問である。「提示される」という回答が58件(92.1%)、「提示されない」が3件(4.8%)であり、ほとんどの自治体で提示されていることになる（図46）。

図46 既存の等級の提示の有無



①される 58 件 ②されない 3 件 ③その他 2 件

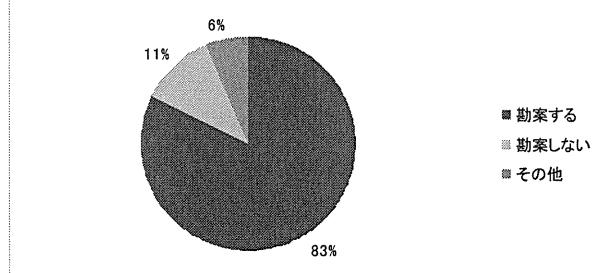
※その他の2件としては、以下のような回答があった。

- ・疑義があれば参考する。

- ・等級変更の時のみ提示。

2-5-2. 更新認定や等級変更の際に、既存の等級が情報として提示される場合、それが判定に勘案されるかという質問である。「勘案する」が51件(82.3%)、「勘案しない」が7件(11.3%)であり、8割以上の自治体で既存の等級が判定に勘案されていることになる（図47）。

図47 既存の等級情報の提示が判定に勘案されるか



①勘案する 51 件 ②勘案しない 7 件 ③その他 4 件

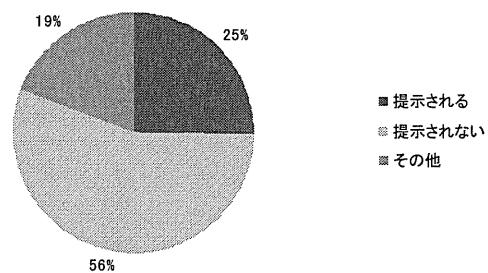
※その他の4件のうち3件に記載があり、以下のとおりであった。

- ・参考程度にしている。
- ・基本的には勘案しないが、判定結果が前回と大きな乖離がある場合は、返戻。
- ・慎重な判定を要する場合に参考にすることもある。

また、2-5-1で「既存の等級が提示される」と回答した58センターに限って分析すると、50件(86%)が「勘案する」と回答した。これらより、既存の等級を判定に勘案することで、継続して精神障害者の社会復帰、自立と社会参加の促進が図られるような配慮を行っているセンターが多いことが推測される。

2-5-3. 更新認定や等級変更の際に、生活保護受給の有無が情報として提示されるかについての質問である。「される」が16件(25.4%)、「されない」が35件(55.6%)と半数以上のセンターでは提示されていないことがわかった（図48）。

図48 生活保護受給の情報の提示の有無



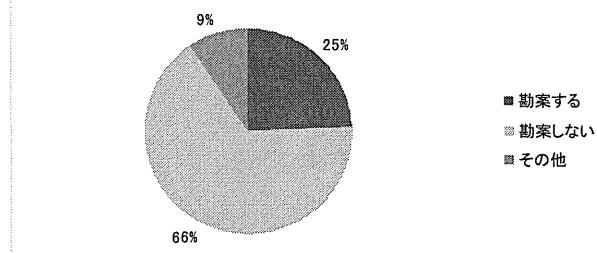
①される 16 件 ②されない 35 件 ③その他 12 件

※その他は 12 件あったが、9 件が記載しており、以下のような内容であった。

- ・診断書に記載があるもののみ提示。
- ・主治医が記載していればわかる。
- ・診断書記入の際に記入してもらうことにしているが、未記入の場合も少なくない。
- ・自立支援医療と同時申請の場合は、診断書に添付されている自立支援医療の申請書の写しから、生活保護受給中か否かがわかりはする。
- ・原則として、診断書記載情報のみだが、必要時には調べることがある。
- ・情報として提示されないが、診断書の内容でわかる場合がある。
- ・ケースバイケース。
- ・未記入であっても判定しており、必須提示ではない。

2-5-4. 更新認定や等級変更の際に、生活保護受給の有無が情報として提示される場合、それが判定に勘案されるかについての質問である。前問で「提示される」と回答した 16 センターに加えて、「提示されない」「その他」と回答したセンターからそれぞれ 25 件、12 件の回答があり、計 53 件の回答があった。53 件の内では、「勘案しない」が 35 件 (66.0%)、「勘案する」が 13 件 (24.5%) であり、生活保護の情報を判定に勘案しないスタンスのセンターが 2/3 を占めることがわかった(図 49)。

図49 生活保護情報の提示が判定に勘案されるか



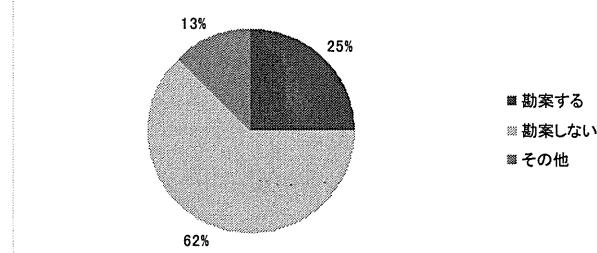
①勘案する 13 件 ②勘案しない 35 件 ③その他 5 件

※その他 5 件中、2 件が以下のように回答していた。

- ・等級変更の際には、勘案するケースもある。
- ・等級変更(軽症になる)の場合等の参考にする。

また、2-5-3 で「生活保護情報を提示する」と回答した 16 センターだけで分析したところ、「勘案する」が 4 件 (25.0%)、「勘案しない」が 10 件 (62.5%) となり、生活保護の情報を提示するセンターに限っても判定に勘案しない割合はほぼ同率となった(図 50)。

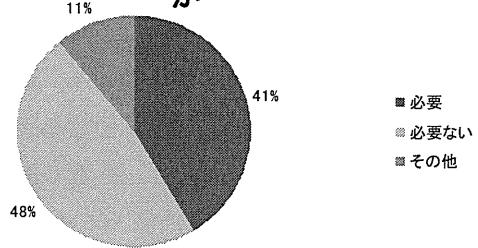
図50 2-5-3で生活保護情報の提示される箇所では判定に勘案されるか



①勘案する 4 件 ②勘案しない 10 件 ③その他 2 件

2-5-5. 統合失調症、気分障害、認知症など、疾患ごとの判定基準が必要と考えるかについての質問である。「必要」が 26 件 (41.3%)、「必要ない」が 30 件 (47.6%)、その他が 7 件 (11.1%) であった(図 51)。必要と考えるセンターと必要ないと考えるセンターがおよそ半数ずつ存在することが判明した。

図51 疾患ごとの判断基準が必要か



①必要 26件 ②必要ない 30件 ③その他 7件

その他としては、1件が「発達障害や高次脳機能障害に関してはあった方がよいと考える」と回答した。

【第2部－6】各論

以下の質問では、精神障害者保健福祉手帳の等級判定業務を実際に行う上での問題点について、それぞれの疾患や障害に関する各論的部分を質問した。疾患圈については、ICD-10の診断分類に沿って、F0-F9とした。

2-6-1. F1圏のケースの取り扱いに関する質問である。主たる病名が「○○依存症」のみで合併精神障害の病名記載がない場合、等級判定の対象とするか否かという問い合わせに対して「『○○依存症』という病名自体を対象と考えている」という回答が20件(30%)ともっとも多かった(図52)。また、「その他」の8件のうち、具体的な記載があった6件の内容を検討すると、1件は「対象としない」5件は「保留として、主・従入れ替え」に近く、これをあらためて分類し直したもののが図53である。

図52 「○○依存症」を対象とするか

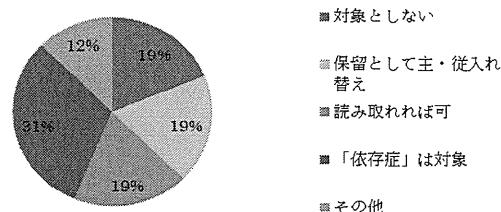
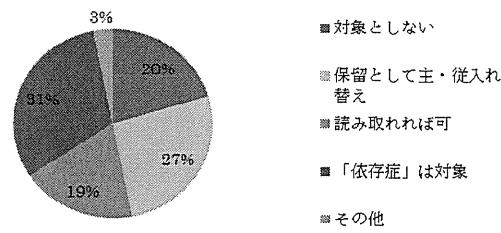


図53 「○○依存症」を対象とするか・修正



①対象としない 12件 ②従病名に合併精神障害があるので可とするとして、保留として主と従を入れ替えて貰う 12件 ③合併精神障害の記載が病名欄になくても、他の記載内容から合併精神障害の存在が読み取れれば可とする 12件
④「○○依存症」という病名自体を対象と考えている 20件 ⑤その他 8件

※「その他」8件のうち6件の内容は以下のものであり、あと2件には具体的な記載はなかった。

- ・返戻とし、合併精神障害があれば、それを主病名としてもらう。
- ・全体から依存や乱用のみであれば非該当。
- ・返戻にして、相当する精神病相当の病名を主診断に求める。
- ・保留（返戻・照会）とする。
- ・従病名に合併精神障害があれば可とするとして、保留として記載して貰う。
- ・他の記載内容から合併精神障害の存在がよみとれる場合は保留とし、病名を再考してもらう。

2-6-2. 次もF1圏のケースに関する質問

である。飲酒を認めるアルコール依存症や薬物使用を認める薬物依存症を、等級判定の対象としているか否かについて質問したところ、「対象としている」「対象としない」「場合によっては対象とすることもある」の3者がほぼ同数で、それぞれがほぼ3分の1を占めていた。物質使用中の依存症者に対する精神障害者保健福祉手帳の適用については、自治体による見解の相違が大きく、いずれの見方も多数派となりえていない現状である(図53)。またその他の3件のうち、2件は「対象としない」に、1件は「場合によっては対象とすることもある」に近い意見だったため、それを分類し直したもののが図55である。

図54 物質使用中の依存症

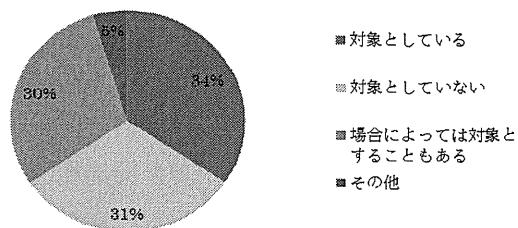
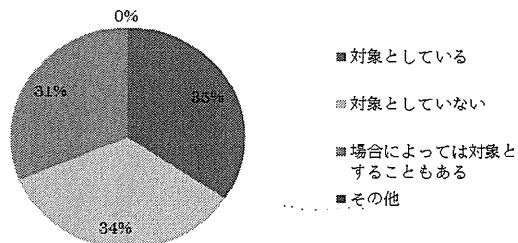


図55 物質使用中の依存症・修正



①対象としている 22 件 ②対象としていない 20 件 ③場合によっては対象とすることもある 19 件 ④その他 3 件

※「対象とすることもある」19 件のうち 7 件の内容は以下のものであり、残りの 12 件には具体的な記載はなかった。

- ・依存症が従たる精神障害であって主病名が別にあり、その精神疾患によって障害があると認められるとき。
- ・合併精神障害があれば可とするとして、一旦返

戻を行う。

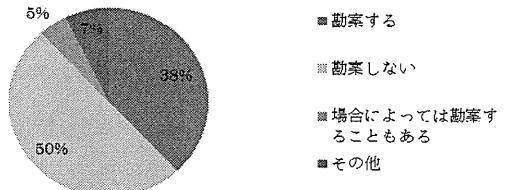
- ・本人の治療意思、病識、主治医の方針等による。
- ・飲酒によって合併精神障害に伴う生活障害が変化(悪化)することがないと考えられる場合など。
- ・場合によっては対象とすることもある(具体的に:最近の飲酒歴があっても、断酒の展望の記載がある場合。しかし、「薬物使用」が公文書に記載されることはないと考えられる)。
- ・障害の程度と離脱できる能力を持つか。
- ・アルコール性の痴呆であり、断酒意欲あるがスリップしてしまったなどの事情であれば。

※※「その他」の3件の内容は以下のものであった。

- ・原則として非該当だが、合併精神疾患がある場合には対象とすることがある。
- ・依存行動の有無にかかわらず、依存症だけでは手帳の対象にならない。
- ・『依存症』そのものを対象としていない。

2—6—3 前問との関連質問である。前問(問2)で「対象としている」または「場合によっては対象とすることがある」と回答した場合に、飲酒時、薬物使用時の問題行動、反社会的行動、社会的機能の喪失・減弱などの重症度を示すものとして等級判定上勘案するか否かを質問した。前問で該当する回答は計42件であったが、本問の回答数の合計が44件となっているのは、前問で「対象としていない」「その他」と回答したそれぞれ1か所が本問にも回答したためだが、本問の意図から考えればそれらの回答も含むことに問題はないと考えられたため、本問の回答数は44を母数としている。約3分の2の自治体が、物質使用中の依存症者を手帳の対象とするがあり、そのうち約4割は物質使用に伴うさまざまな問題を手帳の等級判定において勘案していることになる(図56)。

図56 物質使用による問題を勘案するか



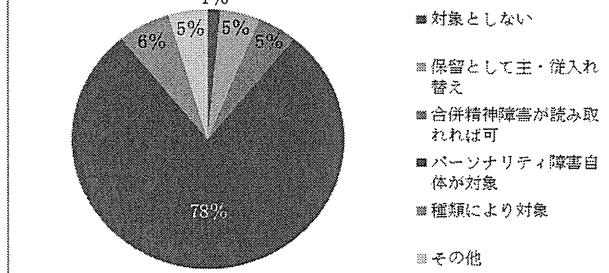
①勘案する 17 件 ②勘案しない 21 件 ③場合によっては勘案することもある 2 件 ④その他 3 件

※「対象とすることもある」2 件のうち 1 件の内容は以下のものであり、もう 1 件には具体的な記載はなかった。
・病的体験などが伴う場合。単に酩酊による問題行動は考えない。

※※「その他」の 3 件の内容は以下のものであった。
・原則として勘案しないが、明確に区別できない場合が多い。
・飲酒による病状悪化は勘案しない。
・原則として勘案しないが、明確に区別できない場合が多い。

2-6-4. 主たる病名が「○○パーソナリティ障害」のみで合併精神障害の病名記載がない場合、等級判定の対象とするか否かを質問した。回答のあった 64 か所のセンターのうち 50 か所 (78.1%) が、「パーソナリティ障害という病名自体を対象と考えている」を選択しており、この質問に関しては、比較的全国のセンターで意見の一致がみられているようである（図 57）。

図57 パーソナリティ障害の扱い



①対象としない 1 件 ②従病名に合併精神障害があれば可とするとして、保留として主と従を入れ替えて貰う 3 件 ③合併精神障害の記載が病名欄になくても、他の記載内容から合併精神障害の存在が読み取れれば可とする 3 件 ④パーソナリティ障害という病名自体を対象と考えている 50 件 ⑤パーソナリティ障害の種類により対象とする 4 件 ⑥その他 3 件

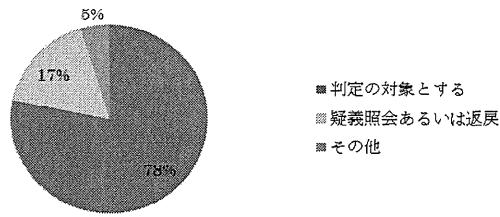
※「種類により対象とする」4 件のうち具体的な記載があったのは以下の 2 件で、残りの 2 件には具体的な記載はなかった。
・情緒不安定性、統合失調質、妄想性、強迫性など。
・境界性。

※※「その他」の 3 件のうち 2 件の内容は以下のものであり、残りの 1 件には具体的な記載がなかった。
・委員によってばらつきがあり、対象としないから対象とするまでわかった。
・治療対象となっているのであれば可とする。

2-6-5. 主病名の ICD コードが F3 2 (うつ病エピソード) と記載されているにもかかわらず、診断書全体の内容からは F3 3 (反復性うつ病性障害) と診断するのがふさわしいと考えられる場合に、そのまま等級判定の対象とするか否かについて質問した。病歴などからみれば、うつ病の中でも単一エピソードではなく反復性ではないかと考えられる場合であっても、診断名、F コードにはあまりこだわらず等級判定の対象とするという意見が 50 件 (78.1%) と多くを占めて

いた（図 58）。

図58 反復性うつ病が疑われるとき



- ①診断にはこだわらず、判定の対象とする 50 件 ②診断について疑義照会あるいは返戻を行う 11 件 ③その他 3 件

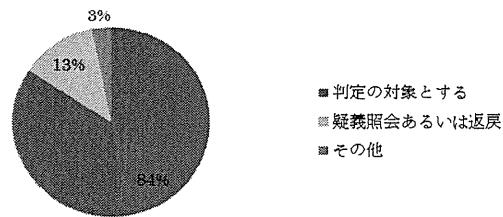
※ 「その他」の 3 件のうち具体的な記載があったのは以下の 1 件だけであった。

- ・ 疑義照会あるいは返戻を行うこともあるが、判定の対象とすることが多い。

2—6—6. 主病名の ICD コードが F3 2（うつ病エピソード）と記載されているにもかかわらず、診断書全体の内容からは F3 4（持続性気分障害）と診断するのがふさわしいと考えられる場合に、そのまま等級判定の対象とするか否かについて質問した。1 件が無回答であった。病歴、経過、症状の程度などからみればうつ病というよりは持続性気分障害と診断するのがふさわしいようなケースであっても、53 件 (84.1%) の回答は、診断や F コードにこだわらず等級判定を実施する、としていた（図 59）。

- ① 診断にはこだわらず、判定の対象とする 53 件 ②診断について疑義照会あるいは返戻を行う 8 件 ③その他 2 件

図59 持続性気分障害が疑われるとき

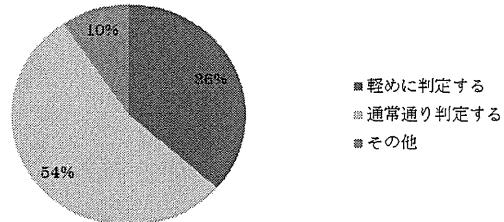


※「その他」の 2 件のうち 1 件には下記のような具体的な記載があった。

- ・内容によっては F34 と読みかえる場合もある。

2—6—7. 主病名の ICD コードが F3 2（うつ病エピソード）として申請されたケースで、罹病期間が比較的短期（1 年以内など）の場合に、そのことが等級判定に影響するか否かについて質問した。1 件が無回答であった。罹病期間が短いことを考慮して軽めに判定としたものが 23 件 (36.5%)、罹病機関にかかわらず通常通りに判定としたものが 34 件 (54.0%) とセンターによってかなり判断の分かれ結果となった（図 60）。

図60 罹病期間が短いうつ病



- ①罹病期間が短いことを考慮して軽めに判定する傾向がある 23 件 ②罹病期間にかかわらず通常通りに判定する 34 件 その他 6 件

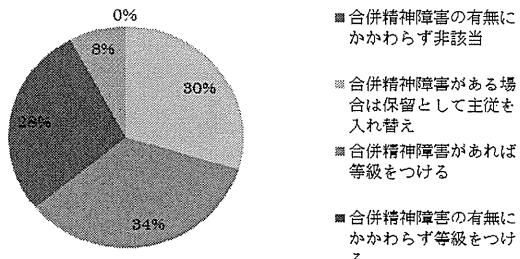
※「その他」6 件のうち 4 件の内容は以下のものであり、残りの 2 件には具体的な記載はなかった。

- ・病歴や初発症状など、他の項目も参考にして個別的に判断を行う。
- ・軽めに判定することがある。
- ・罹病期間より初回エピソードかどうかを重視する。初回の場合軽くつけるかもしれない。
- ・合併精神障害などを考慮して判定する。

2—6—8. 以下の 5 つの質問は、いずれも主病名が G4 0 てんかんである場合の取り扱いについて質問した。

8-①. てんかんを主病名とするが、治療により臨床発作を認めないケースについて、合併精神障害の有無と等級判定の関連を質問した。合併精神障害がある場合、病名の主従の入れ替えを求めるものが 19 件 (29.7%)、特に主従の入れ替えなどを求めずそのままで等級をつけるものが 22 件 (34.9%) と合併精神障害の存在を等級判定の要件とするものが多かったが、その一方で 18 件 (28.1%) の回答が、臨床発作がなくしかも合併精神障害もないケースに対しててんかんの病名のみで等級をつけるとしていた（図 61）。

図61 発作のないてんかん



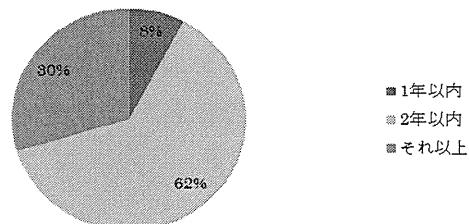
①合併精神障害の有無にかかわらず非該当とする 0 件 ②合併精神障害がある場合は、保留とし主従の入れ替えを求める 19 件 ③合併精神障害があれば等級をつける 22 件 ④合併精神障害の有無にかかわらず等級をつける 18 件
⑤その他 5 件

- ※「その他」5 件のうち 2 件の内容は以下のものであり、残りの 3 件には具体的な記載はなかった。
- ・⑥-2、⑥-3 の記載、及び合併精神障害の有無によって夫々対応する。
- ・総合評価を重視し、生活に制限を受けると認められた場合、等級をつける。

8-②. 最終の発作がどれくらい前までであれば、判定の対象とするかについて質問したところ、2 年以内が 40 件 (62.5%) と多くを占め、それ以上の期間発作がない場合であっても判定の対象とするというものが 19 件 (29.7%) あった。少なくとも 2 年以内に発作があれば等級判定の対

象と考えているセンターが大部分であった（図 62）。尚、本問には自由記載欄は設けていなかつたが、「3 年くらい（選択肢は③）」と「⑥欄の項目等から総合的に判断して等級をつける（選択肢は②）」の 2 件のコメントが記されていた。

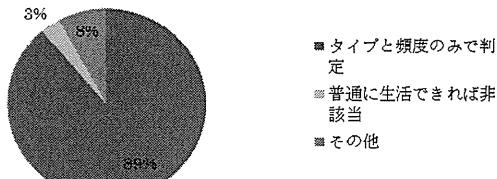
図62 最終発作からの期間



① 1 年以内 5 件 ② 2 年以内 40 件 ③ それ以上 19 件

8-③. てんかん発作はあるが日常生活や社会生活は普通にできる場合の等級判定に関する質問である。特に生活障害がなくても（つまり⑥-3 欄の日常生活能力の程度として「1.精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。」が選択されていたとしても）あくまで発作頻度（「判定基準の運用に当たっての留意事項」のイロハニの発作タイプと頻度）に即して判定し、発作があるかぎりにおいては等級をつけるか否か質問した。1 件が無回答であった。56 件 (88.9%) が発作のタイプと頻度によって等級判定を行っており、主病名がてんかんの場合には、日常生活能力の程度は問題にしないというセンターが大部分であった（図 63）。

図63 生活能力障害のないてんかん



① タイプと頻度のみに則って等級をつける 56

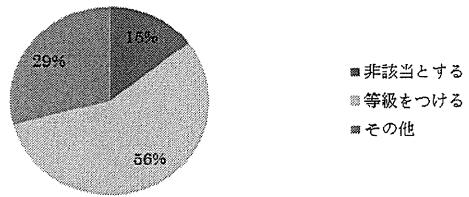
件 ②普通にできる者は非該当であるとする 2
件 ③その他 5 件

※「その他」5 件のうち 4 件の内容は以下のものであり、1 件は具体的な記載がなかった。
・発作そのものが支障であるとの考え方から、日常生活能力の程度について整合性がないとして疑義照会を行う。

- ・主治医に照会する。
- ・生活能力の状態によって判断している。
- ・普通にできる者は非該当となる旨を告げて返戻・照会する。

8—④ 「判定基準の運用に当たっての留意事項」のイロハニの発作タイプ以外の発作(たとえば自律神経発作や Aura のみのものは非該当とするか否か質問した。例示されているイロハニの発作タイプ以外の発作であっても、いずれかの発作タイプに当て嵌めて等級判定の対象としているセンターが 35 件 (56.5%) と過半数を占めていたが、その他を選択したセンターも 18 件 (29.0%) と比較的多く(図 64)、その内容としては「生活障害などを含め総合的に判定し、必要に応じて返戻する」といったもののが多かった。

図 64 イロハニ以外の発作のタイプ



①非該当とする 9 件 ②等級をつける 35 件
③その他 18 件

※「その他」18 件全てに具体的な記載があった。内容は以下の通り。
・その発作がどの「発作タイプ」に近いかを判断し、判定する。
・Aura のみのものは非該当、他は発作状況の詳細を聞く為返戻。

- ・個別的に判断する。
- ・他の記載も考慮して等級をつける。
- ・薬物治療を継続しておれば認めている。
- ・現在もてんかんについての治療が行われている場合は等級をつける。
- ・返戻している。
- ・保留にして発作の状況を詳しく聞き、総合的に判定する。
- ・日常生活能力を勘案し判定する。
- ・個々に判断する。
- ・一端返戻する。
- ・主治医に照会する。
- ・発作による生活障害を具体的に記載してもらう。
- ・生活能力の状態によって判断している。
- ・イロハニの発作以外は対象外となるため、返戻し、精神症状等があれば、他の病名(てんかん精神病など)の検討を提案する。
- ・⑥-2, ⑥-3 に則して判定する。いずれもできるだけは保留、返戻とする。
- ・⑦欄を参考にする。
- ・事例なし。

2—6—9. 主病名がてんかんであり、従たる精神障害がない場合で、臨床的てんかん発作が存在せず(薬物治療中ではある)、症状が専ら発作間欠期の精神症状のみのケースに関する質問である。このような場合に等級判定の対象とするかどうか質問したところ、「対象としない」と答えたものはわずかに 1 件 (1.6%) で、「対象とする」26 件 (40.6%) と「照会する」(46.8%) がほぼ同程度の割合で併せて 87% と大部分を占めた(図 65)。またその他の 5 件についても、いずれも場合によっては対象とすることがあると受け取れる内容であった。